

令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託 審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託に係る受託者の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査者)

第2条 審査者は、西京区役所地域力推進室長、西京区役所企画課長、西京区役所まちづくり推進課長、洛西支所まちづくり推進課長とする。

(審査基準)

第3条 審査者は、以下の審査基準に従い100点満点による採点を行う。

評価項目	評価のポイント	配点
①実現性、効果及び独創性	提案内容は実現性が高く、効果的で、独創性があるか	30点
②理解度及び取組意欲	業務内容を十分に理解し、取組意欲が感じられるか	20点
③実施体制	業務を実施するために必要な人員が確保されているか	20点
④業務実績	同様の業務を実施した実績があるか	20点
⑤見積金額	見積金額に応じて配点を行う	10点
合計得点		100点

(審査方法)

第4条 審査方法は次のとおりとする。

- (1) 応募者から提出された全ての企画提案書に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) 審査者は、応募者から提出された企画提案書について、前条の審査基準及びプレゼンテーション等の内容を考慮し、総合的に評価を行う。
- (3) 合計得点が、各審査者の審査において平均60点以上であることを前提条件とし、審査の結果、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点及び見積金額について同じ者が2者以上となった場合は、審査会にて協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者の場合においてもプロポーザルは成立する。

- (4) 審査者は、審査結果を西京区長（以下、「区長」という。）に提出する。

(決定)

第5条 区長は、前条による審査の結果を踏まえ、受託者を決定する。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し、必要な事項は、区長が定める。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。